福山市妊婦歯科健康診査事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、妊婦及び生まれてくるこどもの口腔衛生の向上を図ることを目的として実施する妊婦歯科健康診査事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事業の対象者は母子保健法第１５条の規定により妊娠の届出をした福山市に住所を有する妊婦とする。

２　市内に転入した妊婦であって、以前の住所地において、公費による妊婦歯科健康診査（以下「妊婦歯科健診」という。）を受診した者は、本事業の対象外とする。

（受診票の交付）

第３条 受診票は、妊娠した者が妊娠届出を行った際に、親子健康手帳（母子健康手帳）別冊内に綴じ込み交付する。

２　市外で妊娠の届出後、市内に転入した妊婦については、妊婦歯科健康診査受診票交付申請により、受診票を交付するものとする。

（受診票の有効期間）

第４条　受診票の有効期間は、交付の日から出産の前日までとする。

（受診票の再交付）

第５条　受診票を紛失・汚損等の理由から、受診票の再交付の申し出をした妊婦に対し、所定の手続きにより受診票を再交付することができる。

（実施回数）

第６条　妊婦が受診できる回数は、妊娠ごとに１回を限度とする。

（実施方法）

第７条　実施方法については、福山市が委託した妊婦歯科健康診査実施協力医療機関（以下「実施機関」という。）において随時に実施する個別方式とする。

（妊婦歯科健診の申し込み方法）

第８条　妊婦歯科健診の希望者は、直接、実施機関に申し込みをするものとする。

（内容）

第９条　妊婦歯科健診の内容は次のとおりとする。

（１）問診

歯・歯周疾患に関する自覚症状及び日常の歯科保健行動・全身疾患などについて聴取する。

（２）口腔内診査

ア　う歯など現在歯の状況

残存歯及び喪失歯の状態について把握を行う。

イ　歯周組織の状況

歯肉及び歯槽骨の状態について把握を行う。

ウ　口腔清掃状況

歯垢（プラーク）の状態について把握を行う。

エ　その他の所見

歯及び歯周組織以外の状態について把握を行う。

（３）健診結果の判定
　　「異常なし」、「要指導」及び「要治療」に区分する。
（４）記録の整備
　　妊婦歯科健康診査結果票と妊婦が持参した親子健康手帳（母子健康手帳）へ記録を行う。

（結果通知及び歯科保健指導）
第１０条　実施機関は、妊婦歯科健診の終了後直ちに、結果説明及び妊娠期からの口腔衛生について保健指導を行う。保健指導の内容は、歯科医師会作成の指導マニュアルに準じて実施する。

（受診者負担金）
第１１条　妊婦歯科健診にかかる妊婦の負担金はなしとする。
２　第９条に定める妊婦歯科健診の範囲を超えた検査等については、妊婦へ必要性を説明し承諾を得て実施し、その費用については妊婦の自己負担とする。

（実施報告）
第１２条　実施機関は、妊婦歯科健診を実施した日の属する月の翌月１０日までに妊婦歯科健康診査結果票を所属歯科医師会に提出する。

（記録の整備）
第１３条　福山市は、歯科健診を受けた者の名前、年齢、判定結果等を記録し保管するものとする。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、２０１３年（平成２５年）９月１日から施行する。
（受診票の交付に関する経過措置）
２　第３条第１項の規定は、施行以前に親子健康手帳（母子健康手帳）別冊の交付を受けた妊婦には適用しないものとし、別途交付するものとする。

附　則
この要領は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。
附　則
この要領は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。
附　則
この要領は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。
附　則
この要領は、２０２６年（令和８年）４月１日から施行する。